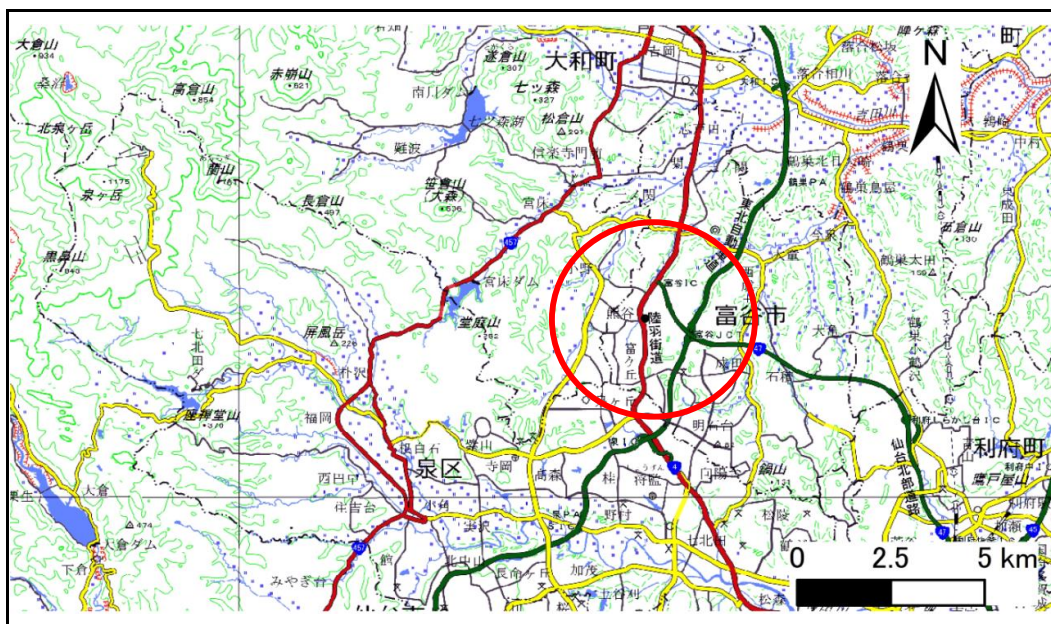


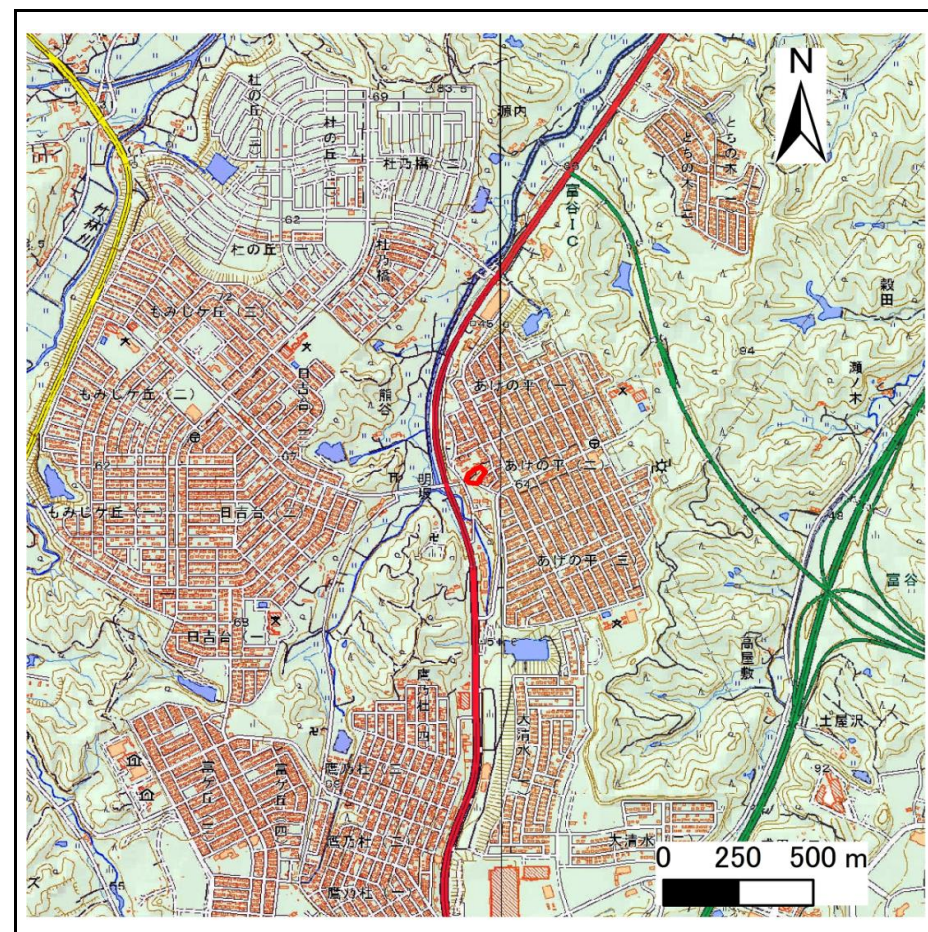
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-人-0040
箇所名	明坂の3
所在地	富谷市富谷明坂
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複、第438号)



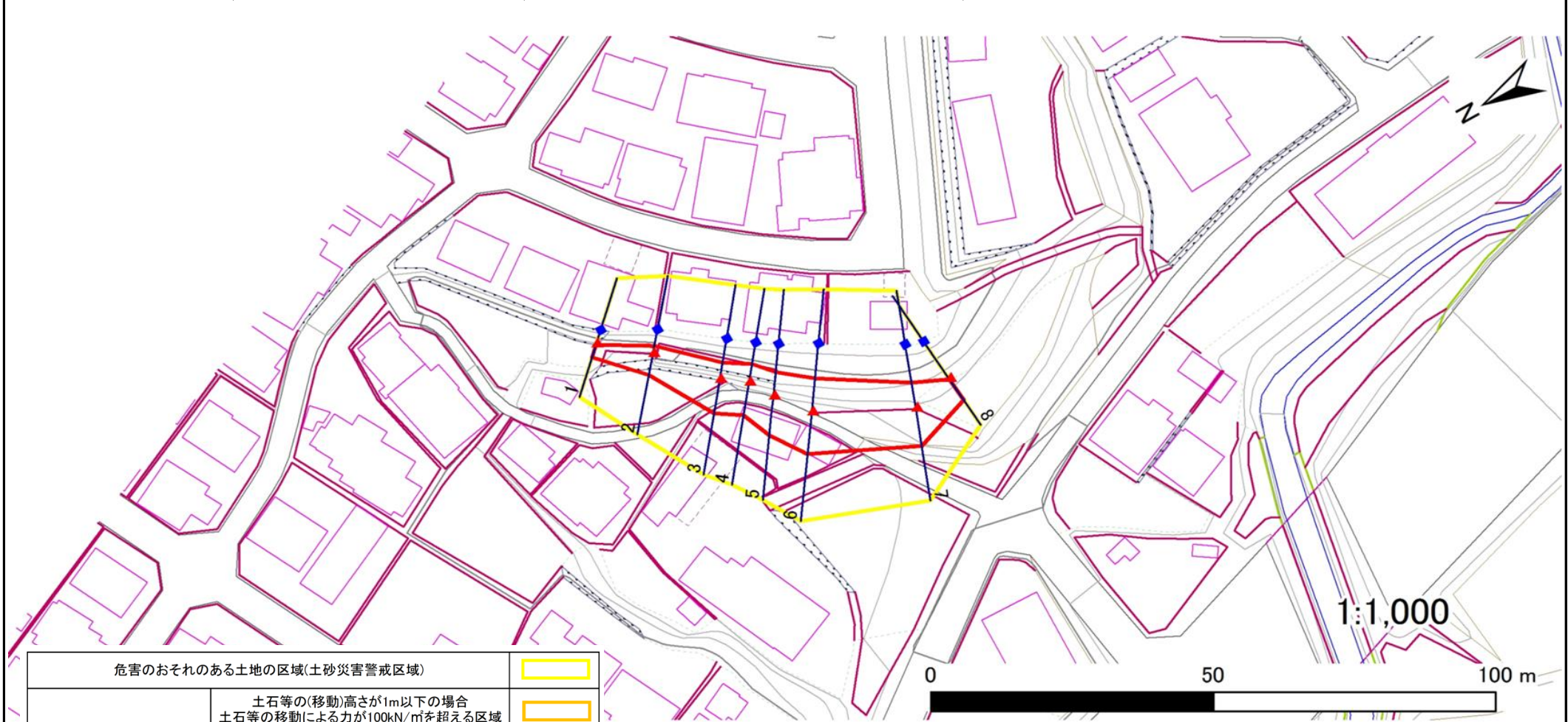
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

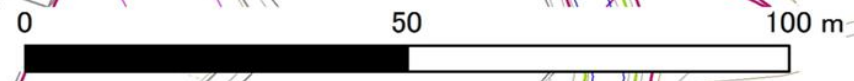
危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-0040	箇所名	明坂の3	所在地	富谷市富谷明坂
---------	------	-----------	-----	------	-----	---------



1:1,000



	危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

凡例		上端		横断測線
		下端		

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第325号
告示年月日	平成31年3月29日

急傾斜地の位置		箇所番号		II-入-0040		箇所名		明坂の3		所在地		富谷市富谷明坂					
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ		力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ
	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)		(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)
1 ~ 2	-	-	49.0	1.0	-	-	12.3	2.5	~	-	-	-	-	-	-		
2 ~ 3	-	-	77.2	1.0	-	-	11.9	2.4	~	-	-	-	-	-	-		
3 ~ 4	-	-	77.2	1.0	-	-	10.8	2.2	~	-	-	-	-	-	-		
4 ~ 5	-	-	89.4	1.0	-	-	10.8	2.2	~	-	-	-	-	-	-		
5 ~ 6	-	-	97.0	1.0	-	-	11.2	2.2	~	-	-	-	-	-	-		
6 ~ 7	-	-	97.0	1.0	-	-	11.2	2.2	~	-	-	-	-	-	-		
7 ~ 8	-	-	87.0	1.0	-	-	8.5	1.7	~	-	-	-	-	-	-		
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								